

負担付きの寄附の受納について

次のとおり負担付きの寄附を受納する。

1 寄附の目的

子ども等に対し、文学を中心とした良質で多様な芸術文化等に触れる機会を提供する施設の用に供する建物等に充てるため

2 寄附を受ける建物等

(1) 鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建建物1棟（予定）

建築面積 約500平方メートル

延床面積 約1,000平方メートル

所在地 大阪市北区中之島1丁目（中之島公園内）

附帯設備 一式

(2) 前号の建物の建設等に伴い撤去が必要となる公園施設の代替となる公園施設の用に供する建物等 一式

3 寄附者

大阪市北区豊崎2丁目5番23号

株式会社 安藤忠雄建築研究所

4 寄附の条件

(1) 本市は、2の第1号の建物等について、本市の公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）として設置する旨の条例を制定した上で、子ども等に対し、文学を中心とした良質で多様な芸術文化等に触れる機会を提供する施設として、開館すること

(2) 本市が前号に違反したときは、寄附者は、寄附に係る契約を解除することができること

平成29年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

建物等に係る負担付きの寄附を受納するため、この案を提出する次第である。